

議案第59号

北上市工業技術交流施設条例の一部を改正する条例

北上市工業技術交流施設条例（平成3年北上市条例第137号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第4条 交流施設の休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1) 日曜日</p> <p><u>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかを行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第4条ただし書の規定による臨時の開館又は休館</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 交流施設の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p><u>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p><u>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u></p> <p><u>2 市長が必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</u></p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかを行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第4条第2項の規定による臨時の開館又は休館</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 12 月 1 日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

北上市技術交流センターの休館日について、土曜日及び祝日を追加しようとするものである。